

第2回神戸市放課後児童クラブ基準検討会 議事要旨

日 時：平成26年1月29日（水）午前10時～

場 所：神戸市役所1号館3階 こども家庭局大会議室

（1）開会

○委員出欠確認

○検討会の目的確認（会長）

本会は、神戸市が条例案を作成するにあたり参考となるよう、各委員の経験、研究など幅広い見地から意見をいただき、それを条例案に反映させていく。

（2）議事

○「国の検討状況について」（資料P3～12により説明）

○「検討項目について」（資料P3～12により説明）

（3）委員意見

○従事する者・員数

- ・指導員は固有の知識や経験が必要な職種であるので、市の基準は前提であるが、資格制度を将来的につくっていかないといけない。全国的にはNPO法人などで学童保育士の資格をつくって始めているところもあるので、そうしたところの資格も有資格という形でやっていただきたい。
- ・「児童の遊びを指導する者」は、高校卒の者であって2年以上児童福祉事業に従事した者も含むなど随分幅が広い。民間団体の認定資格を研修として捉えるのか、あるいは資格としてみなすのか検討しておく必要がある。
- ・市の基準では設置主体が定める研修を受講するとあるが、それぞれのクラブの自発的な学習で質を上げていくと考えられる。前回の委員意見も踏まえると、資格は

ないよりあったほうがよいが、地域の実情に応じた経験や体験のようなものも非常に大事だと思う。学校などの地域資源と連携がとれることも大事である。学童保育ではこれまで大切にされてきた親とともに子育てをするという考え方では、保護者とも適切に連携がとれる視点が必要である。遊びの指導だけではなく、生活支援を考えると、設置主体と一緒に学び合えるよう、自分たちの経験を交流することがいい研修になる。

- ・設置主体が定める研修を受講するものとあるが、設置主体には神戸市も入っており、市の基準でよいと思う。これに学童保育専門団体がやっている研修も包含する資格も検討していただきたい。
- ・設置主体が定めるであれば、市が独自でなくても委託とか、NPO法人とかがやっている研修がふさわしいとなれば全部入ってくる。
- ・「児童の遊びを指導する者」のみとするのか、研修を従うべき基準の中に入れるのか、もしくは推奨するだけに終わるのがポイントである。資格まではなかなか難しい。初任研修のような形で、ある程度のラインを基準に入れるのは可能だろう。
- ・国は推奨と書いてあるが、推奨よりも強く、基準化する方向もあり得るということか。
- ・国でも指導員の配置基準は複数が原則と言われているが、規模にかかわらず複数の指導員は配置すべきだと考えている。実際、民設学童でも複数配置が当然である。さらに、児童数にかかわらず常勤で専任指導員を2名以上配置すべきである。あわせて、児童数が20人を超えたら3人、30人を超えたら4人と増やしていくことも基準に入れてはどうか。常勤であれば資格は必要である。
- ・実際そういった基準になれば小規模のところはどうか。
- ・資格の問題は厳しくなるところがある。地域の方で市の研修を受けて、指導員になっている方と資格を持っている方の組み合わせが多い。専任で2人はかなり厳しい。それには裏づけとなるお金が大きな問題になってくる。

- ・神戸市社会福祉協議会の児童館では、基本的に有資格を採用しているが、余り縛ると人の確保が難しくなり、反対に安全面で手が届かないことになる。有資格が基本であるが、知識、経験の部分で、職場内研修も含めて補えるのではないか。少し幅を持った考え方も要るのではないか。ただし、世間では資格を重視されているところがあるので、基本部分では有資格者は崩さずとするべきである。
- ・国では小規模クラブは職員2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合は1人でもよいと書いてある。現在の神戸市の基準では1人でもよいとなっており、省令にひっかかってくる可能性がある。

○児童の集団の規模

- ・集団づくりからも40人は適当である。それ以上になると集団をまとめて生活づくりをするのは難しい。国の報告では、児童数は平均利用人数であるが、来てなくても来ていても、その子どもの生活をトータルで見ていく必要があるので、登録している子どもの人数で考えるのが基本である。
- ・これまで児童館は70人を適正な人数規模と考えていた。70人を分けるのも精いっぱいである。学童保育コーナーとして分けるとなると40人規模では施設整備がとても大変なことになる。
なぜ40人が適当かわからない。低学年という発想があった場合にはどうなんだろう。それで見ろというのはかなり厳しい話だと思う。いろんなタイプの子どもがいるので、小人数の中で見ていけるのが本当はいいが、現実問題として40人かどうか。
- ・子どもの放課後の居場所については重要な問題であり、教育委員会としてもできるだけ協力していきたいが、学童が過密化しているところは学校としても大規模化で児童数が多い。校舎だけで教室が足りず、運動場に仮設校舎を建設し対応しているところもある。40人は目標としてよいと思うが、ハードルを上げるのかどうか財源の問題もある。場所の確保のためには、その他の社会資源の活用も考え

るようにしないといけない。

- ・児童館で2つ、3つに分割を図っても、共有スペースは一緒なので難しい。また、学校も多いところは空き教室もなく、どうやって分割化を図るか。施設間の開きが大きくなってくる。70人もまだまだ解消されていないところもあるのに、いきなり40人というのはいかがか。
- 国では、集団の規模という考え方があり、安全が確保できる中では、1つの部屋でクラスを分けることも考えられようとしている。クラス数＝場所数ではなく、クラス制のようなものを施設内に持ち込む考え方がでている。
- ・問題はスペースである。いくら指導員の目があってもぎゅうぎゅう詰めだと子どもの遊びや生活の場として本当に適切なのか。単純に人数が多いから2クラスにすればいいという問題ではない。それが可能なスペースがあればいいがないところは新たなものをつくらなければいけない、それだけのお金が必要になるのでかなり厳しい。安全や子どもの生活、発達を踏まえてどうするか考える必要がある。
 - ・原則を70人にすると、70人でいいことになってしまうので、40人を指すという意味も含めて条例の中で姿勢も示さなければならない。
 - ・ハードが1つでソフトを2つやるのは難しい。子どもたちの活動の中で2つのクラスワークをするのは難しい。ただ、担任意識みたいなものを子どもたちに持ってもらうことは可能だと思うが実態として難しい。ハードをきっちりつくった上で40人となれば一番よいがよく考えなければならない。
 - ・児童数を平均利用人数で考えるのは少ししんどい。学童登録しているすべての子どもたちの日々の状況なども把握しつつ見ている。
 - ・民間では高学年になると減ってくる。児童館も夏休みを越えると3年生が何人かパラパラと抜けていく。2月ぐらいから3年生は、慣らしながら抜けていく。夏休みを越えると一区切りをつける方は例年何人かいる。
 - ・児童数を平均利用人数とすると、職員配置を考えた時に、年度当初は多く、年度末に向け少なくなっていく。実態と登録者の時間的なずれがあるので、算出方法を

どうするか考えなければいけない。

- ・以前は3年生になるときにやめる子がいたが、今の1、2年生に聞くと100%近い方が次も登録するといっている。3年生になるから減ることはなく、夏休みが終わったときにどうするのか。そのまま利用日数を減らしつつも登録している子どもが多い。
- ・休んでいる子どもではなく、現場として来ている子どもをきっちり見るための人数設定だと思う。来ている子を見るという考え方でよい。登録者の中には休む子どもは必ずいる。登録者でやるとなると、どんどん大変になってくる現実もある。
- ・指導員の数が1人増えるか減るか微妙なラインにあるときは、平均利用人数で見るとちょっと怖い。ただ、実際に全員出席することはまずない。

○施設・設備

- ・1. 98㎡の根拠はなにか。

→保育所では3歳以上の基準が1. 98㎡であるので、それを使ったと思われるが、具体的にのこされたものはない。

- ・1. 65㎡の考え方として児童館のどの部屋を専用に定めるのか。

→児童館では育成室のほか遊戯室など一般来館の子どもたちも利用するスペースはある。学童保育の子どもたちも利用できるのも、そういった部分については80%として算入している。また登録人数の80%を出席人数として、児童館での1人あたり面積を算出している。

学童保育コーナーは、全体面積から事務スペース分20㎡を引いている。国では、児童館ばかりではないので、専用スペースの考え方は、生活の場としての機能が十分に確保される場所で、放課後児童クラブの児童が実施時間帯を通じて必ずしもずっと専用ではなく、実施時間帯を通じて専用で利用できるスペースと捉えることが適当であるとされている。必要な設備、備品、洗面所等も含めて、専用スペースが示されている。

- ・市の基準が国の報告より高くなっているのでは、このままでよいのではないか。
- ・ 1. 65㎡以下のところが実態としてある。低いところに合わせるのか、かなりの数が高いところをクリアできているので、そちらに合わせるのか。
- ・ 2. 31㎡以上の施設が多いが、児童館でやっている分、共有部分がかなりある。多くのところでは、専用の学童保育施設でやっており共有部分はないので、数値がぐっと下がってくる。そういった考え方で1.65㎡が出ている。運営主体によっても変わってくる。神戸市がこのまま児童館を学童保育の一つの受け皿としてやっていくのであれば2.31㎡でも大丈夫であるが、今後さらにニーズが増えてくる中で、児童館ではない学童保育施設をつくっていくことになると難しい状況になる。

○開所日数

- ・現状では平日、土曜日、長期休業日に開所している。250日は完全にクリアしているので、それ以上ということであれば構わない。
- ・国の報告とほぼ同じなので問題はない。

○開所時間

- ・6時の延長はお迎えを条件としている。帰ってくる時間が6時に間に合わなければ、子どもは延長しないで5時に帰る。そうすると、5時から親が帰ってくるまでの間、誰もいない状況になる。これは健全育成としてどうなのか。そういった子どもたちは帰るのをぐずって帰らなかったり、問題を起こしたり、帰ってから電話をかけてきたりしている。
- ・保育所を利用している親御さんにとっては延長保育がある。小学校へ行くようになると小1プロブレムが出てくる。延長してほしいニーズはある。
- ・市の基準を原則としてはどうか。あまり延長してしまうと、その子どもをずっと預かっていくのがいいのかどうかということだと思っているので、際限なく預かれという

ことになってしまいかねない。労働実態に合わせたら7時というのは当然延長として必要だと思うが、基本はこれでよい。

- ・現状はさらなる延長等も検討すると書いてあるので、これで今は対応していると思う。
- ・学校休業日の開始時間も早く預けたいニーズがある。
- ・学校休業日の開始時間は、実態として8時半が多いと思うが、民設は8時半にはあけているので8時半で構わない。
- ・親御さんの毎日学校に行っている感覚としては8時前後である。

→国は何時から何時までという書き方ではない。平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上ということである。労働の実態や児童の健全育成の観点から、何時から何時までを、最低基準として条例に書くのか、ガイドラインに残すのか検討する必要がある。休日は、土曜、日曜、祝日、長期休暇を全てやるのではなく、学校がない日に実施する場合は、何時間やるのかということである。

- ・皆さんの頭の中に、早く帰るのが健全育成であるという考えがあるのが怖い。お迎えなどの現状を考えたときにそれが本当にいいのか。それはどこの施設を使っても同じである。
 - ・厳しい生活状況のところ、母子家庭など昼も夜も仕事をされている方もいる。報告書の中でも強調されているが、学童保育は生活支援の視点がとても大事である。たとえ学校でずっと過ごしていても、教育の場というより生活の場としてホッとできる場をつくる必要があり、学校施設であっても学童保育を実施するときは生活支援であることをしっかり受けとめる必要がある。
- 時間のことを言えば、家に戻ったときの子どもの家庭の状況が全て親がいる状況ではないことへの配慮も必要である。

○その他の論点

- ・神戸市では、どんな事情を抱えていても、まず受け入れているので、優先順位のこ

とは考えなくていいのではないか。

- ・現状受け入れているので、特に優先順位の考えは持ってない。

対象年齢は6年生までであることは条例に書くべきである。児童が放課後過ごす場として多様な居場所があるということであるが、学童は学童としてきちんと対象とされる必要な児童に対してやっていくんだと条例の理念や目的にきちんとしておく必要がある。

- ・専用面積基準などをクリアにすると優先利用が生まれてくる。どっちを神戸市として考えていくのか、共通して大事なところである。
- ・条例で最低基準を決めると、1人当たりの面積が決まってくる。今ある施設の面積は限られているので、どこまで受け入れできるのか。国の基準の中で、おおむねがどういう形になるかによってかわってくるが、受け入れ可能な数がでると、次の問題として優先順位をつけていくのかを考える必要があるということだ。国の検討状況もみながら議論していきたい。
- ・条例を策定していくなかでは、基準を定めなければならないが、学童保育を行っている施設は、児童館、民間施設、学校それぞれで条件が違う。運営面でも各々やり方は違っている。その現状を条例で一律に決めていくのは難しいのではないかが。国の基準や今の市の基準を下回ることは難しいが、但書きや目標的に定めるなど、どこまで幅を持たせられるのか、学校施設なら、学童の部分と教育の部分とをどう区分していくのか、運営面をどうするのか、今後、議論が必要だと思う。

(4) 閉会